

令和3年8月20日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司 様

独立行政法人 日本学生支援機構
情報公開室

法人文書の開示の実施にかかる書類等の送付について

標記の件につきまして、令和3年8月16日付け学支広第64号に基づき、下記のとおり実施いたします。

記

1. 文書の名称
 1. 札幌地裁令和3年5月13日判決に対する控訴状及び控訴理由書
2. 種類・量
 1. A4判用紙15枚分
3. 実施の方法
複写したものの送付

以上

<お問合せ・照会>

独立行政法人日本学生支援機構
政策企画部情報公開室（9時30分～17時）
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL03-6743-6118 FAX03-6743-6662

控訴状

令和3年5月28日

札幌高等裁判所御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 熊谷信太郎

同 弁護士 布村浩之

同 弁護士 堀越充子

同 弁護士 宗野恵治

同 弁護士 石島正道

同 弁護士 栗山雅史

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

不当利得返還等請求控訴事件

訴訟物の価額 金138万8093円

貼用印紙額 金 1万8000円

上記当事者間の

不当利得返還等請求

事件について、令和3年5月13日に言い渡された判決に不服があるから、控訴を提起する。

第1 原判決主文の表示（注：「原告1」は「[]」、「原告2」は「[]」
[] を指す。）

- 1 被告は、原告1に対し、17万6787円及びこれに対する令和3年5月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告2に対し、121万1306円及びこれに対する令和3年5月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを6分し、その1を原告らの、その余を被告の各負担とする。
- 5 この判決は、1、2項に限り、仮に執行することができる。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一、二審を通じ、被控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

第3 控訴の理由

追って、準備書面で主張する。

附 属 書 類

1 資格証明書

1通

当事者目録

〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田4259番地

控訴人 独立行政法人日本学生支援機構

上記代表者理事長 吉岡知哉

〒100-6125 東京都千代田区永田町2丁目11番1号

山王パークタワー25階2509区

熊谷綜合法律事務所(送達場所)

電話 03-3597-0013

FAX 03-3597-0015

控訴人(一審被告)訴訟代理人 弁護士 熊谷信太郎

同 弁護士 布村浩之

同 弁護士 堀越充子

同 弁護士 宗野恵治

同 弁護士 石島正道

同 弁護士 栗山雅史

〒

被控訴人

〒

被控訴人

[REDACTED]
控訴人 独立行政法人日本学生支援機構

被控訴人 [REDACTED] 外1名

控訴理由書

令和3年7月20日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 熊谷信太郎

(担当) 弁護士 宗野恵治

(担当) 弁護士 栗山雅史

第1 本件事件について

本件事件は、被控訴人らが、控訴人に対し、自ら又はその被相続人の負担部分を超えてなした支払いが不当利得であると主張して、その負担部分を超えて支払った額に相当する金員の返還を請求しているところ（以下「本件請求」という。）、原審判決は、①分別の利益を有する保証人は、実体法上、共同保証人の頭数に応じて当然に平等分割された保証債務を負い、②保証人において、自らが分別の利益を有することを知らずにその負担部分を超えて弁済をした場合に、その負担部分を超える額の弁済は無効であるとして、本件請求を認容した。

第2 本件請求に関する原審判決の誤り

1 はじめに

保証人が分別の利益を有することを知らずにした弁済が無効であるとした原審判決の判断には誤りがあるから、本件請求を認容した原審判決は取り消され、本件請求は棄却されるべきである。

本書面では、i. 民法 465 条 2 項の文理解釈、ii. 日本育英会又は被告に関する関連法令の定めから、本件においては、被控訴人らが、実体法上共同保証人の数に応じて当然に平等分割された保証債務を負うものではないことを明らかにする（以上、下記「2」）。

また、仮に被控訴人らが共同保証人の数に応じて分割された保証債務を負うのだとしても、第三者弁済に準じて有効であるというべきであること（下記「3」）、さらに、被控訴人■による弁済は、民法 707 条により有効となるというべきであることを明らかにする（下記「4」）。

2 被控訴人らは、実体法上、当然に平等分割された保証債務を負うものではないこと

(1) 原審判決の内容

原審判決は、次の理由から、分別の利益を有する保証人は、実体法上、共同保証人の数に応じて当然に平等分割された保証債務を負うと判示した。

イ) 金銭債務などの可分債務は、民法 427 条により、債務者の特段の権利主張を要することなく当然に分割債務になり、分別の利益を規定した民法 456 条は、国によって立法例が分かれていることによる疑義をなくし、数人が各別の行為で保証した場合を含むことを示すために設けられた規定であること。

ロ) 民法 456 条の趣旨は保証人保護と法律関係の簡明のためであるところ、かかる趣旨からしても、主たる債務が可分である場合には、各保証人は平等の割合をもって分割された額についてのみ保証債務を負担すると解するのが相当であること。

(2) 民法 465 条 2 項等の文理解釈について

ア 民法 465 条 2 項の「負担部分」

民法 456 条は、数人の保証人がある場合には、分割債務に関する民法 427 条の規定を適用することとしている一方、通説によれば分別の利益を有する共同保証人間の求償については民法 465 条 2 項が適用されると解されているところ、同条項は、「第 462 条〈委託を受けない保証人の求償権〉の規定は、前項に規定する場合を除き、互いに連帯しない保証人の一人が全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。」(下線は作成者。以下同じ。) と規定している。

ここで、民法における「負担部分」という概念は、次のように理解されている。

すなわち、連帯保証人間の求償権に関する民法 442 条 1 項において「連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。」と規定されている。

債権者は、連帯債務者のいずれに対しても債務全額の支払いを請求することができるところ(民法 432 条)、連帯債務者の一人が債権者に弁済した場合、その連帯債務者は自己の「負担部分」について他の連帯債務者に求償することができる。つまり、ここでの「負担部分」とは、債権者と連帯債務者との間の対外的関係ではなく、連帯債務者間の「対内的関係」を扱うものとされているのである。

ところが、原審判決や被控訴人らが主張するように、分別の利益を有する単純保証人の保証債務が実体法上、共同保証人の頭数に応じて当然に分割されると解するのであれば、単純保証人が他の共同保証人に対して求債権を行使することができるのは、債権者に対して負担する自らの「保証債務」の額を超えて弁済した場合ということになる。かかる解釈を前提とした場合の「負担部分」（民法 465 条 2 項）は、債権者に対する関係（「対外的関係」）を意味するものとして用いられており、債権者との「対外的関係」ではなく、「対内的関係」を扱う「負担部分」の概念と相容れない。

同一の法律における用語、概念は、法的安定性、予見可能性の観点からは統一的に解釈される必要があるところ、上記のような「負担部分」の概念からすれば、分別の利益を有する保証人の保証債務が実体法上、当然に分割されると解することは民法における解釈上、整合的ではない。

イ 共同保証人が複数いる場合の委託の範囲について

分別の利益を有する保証人の保証債務が、民法 427 条が適用される結果として共同保証人の数に応じて平等分割されるとしても、その保証人が主債務者からの委託を受けているのであれば、一部保証でない以上、その委託の範囲は、法的には、分割後の保証債務の額ではなく、主債務の全額とみるべきである。この点については、我妻榮教授も、分別の利益を有する共同保証人の主債務者に対する求債権の要件や範囲について、「委託のある場合には分割負担額だけの委託とみるべきではない。」と論じているところである（乙 23）。

つまり、保証人が「主債務の全額」について委託を受けて債権者との間で保証契約を締結したのであるから、かかる保証契約の締結が他の共同保証人による保証契約の締結と同時であれ各別であれ、債権者との間

で「主債務の全額」についての保証契約が成立したというべきなのである。

上記アのとおり、民法 465 条 2 項において「負担部分」と規定していることと合わせ考慮すれば、共同保証人の存在によって当然に民法 427 条が適用されて共同保証人の頭数に応じた平等分割となるものではないと解する方が整合的というべきである。

訴訟法上、分別の利益については保証人側が主張立証責任を負う抗弁事由とするのが判例（大判大正 7 年 2 月 5 日民録 24 輯 3 卷 136 頁等）、通説の考え方であり、このような主張立証責任の分配は、共同保証人の存在によって当然に共同保証人の頭数に応じた平等分割となるものではないとの実体法上の解釈を前提とみるのが妥当である。

(3) 育英会及び被告に関する関連法令の定め

ア 原審判決は、民法 456 条の趣旨を「法律関係の簡明」に求めているが、被告の奨学金債務における特殊性を何ら考慮するものではない。

つまり、分別の利益を有する保証人の保証債務が実体法上、当然に分割されると解する方が、かえって法律関係が複雑になるのである。格別の行為によっても、単純保証人に分別の利益が認められるから、分別の利益を有する保証人の保証債務が共同保証人の数に応じて当然に分割されると解した場合、保証人の数が増えれば、その都度、単純保証人の保証債務はその時点の共同保証人の数に応じた額に縮減することになる。逆に、保証契約が後から無効であることが判明すれば、その都度、単純保証人の保証債務はその時点の共同保証人の数に応じた額に増額することになる。また、連帯保証人が死亡しその相続人が主債務者のみである場合にも、附隨的債務である保証債務が主債務に吸収されて消滅するから（乙 24）、単純保証人の保証債務はその時点の共同保証人の数に応じ

た額に増額することになる。

被告の奨学金は、家計支持者の所得が一定水準以下であることが奨学金貸与の要件とされているように資力が乏しい者に貸与することとの関係で、奨学金の返還が相当長期（最大 20 年）にわたり、その間に、連帯保証人が変更され、その保証契約の無効であることが判明することや、連帯保証人が死亡し主債務者のみが連帯保証人を相続すること（乙 12-1・4 頁、乙 12-2・1 頁。連帯保証人は原則主債務者の父母である）が生じることもある。

このように、被告の奨学金のような返還期間が長期にわたる債務にあっては、その返還期間に権利関係が変動することが予想され、権利変動の度に単純保証人の保証債務の額が変動することとなるのである。

イ ところで、日本育英会法 25 条 3 項の委任を受けた「日本育英会が行う学資金回収業務の方法に関する省令」（乙 25）では、単純保証人に対する請求等に関して次のとおり規定している。

- | | |
|--------|---|
| 4
条 | 育英会は、次の各号の一に該当する場合において、前条に規定する督促によつては割賦金の返還を確保することが困難であると認めるときは、 <u>要返還者の保証人に対し、当該要返還者が返還を延滞している割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。</u>
(1)(2) [略] |
| 5
条 | 育英会は、 <u>前 2 条の規定による督促又は請求を行う場合には、次項の規定により計算した額の延滞金の納入を併せて督促し又は請求するものとする。</u>
2 育英会が割賦金の返還を延滞している要返還者に賦課する延滞金の額は、育英会の定めるところにより、当該延滞している割賦金（利息を除く。）の額につき年 10 パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、[略] |
| 6
条 | 育英会は、割賦金の返還を延滞している要返還者又はその連帯保証人若しくは保証人（以下「要返還者等」という。）が <u>前 3 条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるとときは、民事訴訟法（明治 23 年法律第 29 号）第 5 編に定める手続により割賦金の返還を確保するものとする。</u> |

7 条 前条の規定は、返還未済額の全部（令第6条第3項の規定による学資金の返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）について準用する。この場合、前条中「割賦金の返還」とあるのは「返還未済額の全部の返還」と、同条第1項中「前3条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している割賦金を返還しないとき」とあるのは「育英会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、それぞれ読み替えるものとする。

【読み替え後の6条1項】

育英会は、「返還未済額の全部の返還」を延滞している要返還者等が「育英会の指定した日までに『返還未済額の全部の返還』を行わないとき」その他特別の必要があると認めるとときは、民事訴訟法第5編に定める手続により「返還未済額の全部の返還」を確保するものとする。

なお、文部科学大臣の認可を受けた業務方法書13条（乙26）は、主債務の「全額」について、保証人等の連署がある借用証書を提出させることとしている。

また、独立行政法人通則法等の規定に基づく「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（乙11-2）においても、育英会時代と全く同様の規定がなされている。念のため、関連条文を以下に指摘する。

2 条 機構は、前条に規定する督促によっては学資貸与返還割賦金の返還を確保することが困難であると認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人以外の保証人に対し、当該学資貸与金要返還者が返還を延滞している学資貸与返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

2 条 機構は、前2条の規定による督促又は請求を行う場合には、次項の規定により計算した額の延滞金の納入を併せて督促し又は請求するものとする。

2 条 機構が学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者に賦課する延滞金の額は、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与返還割賦金（利息を除く。）の額につき年5パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、[略]

3 条 機構は、学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者等（学資貸与金要返還者又はその保証人（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）が前3条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している学資貸与返還割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるとときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第七編に定める手続により学資貸与返還割賦金の返還を確保するものとする。

3 前条の規定は、学資貸与金の返還未済額の全部の返還（令第5条第5項の規定による学資貸与金の返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、前条第1項中「前3条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している学資貸与返還割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指定した日までに学資貸与金の返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、「学資貸与返還割賦金の返還」とあるのは「学資貸与金の返還未済額の全部の返還」と、同条第2項中「学資貸与返還割賦金の返還」とあるのは「学資貸与金の返還未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。

ウ 上記イのとおり、保証人に対する請求は、育英会時代も独立行政法人となった後も、育英会法又は独立行政法人通則法等の法律に基づく省令において、元奨学生や連帯保証人に対する請求と同列に規定されており、育英会も被告も、単純保証人に対し、「元奨学生が」延滞している割賦金（期限の利益を喪失した割賦金を含む。）及び「元奨学生に」賦課する延滞金の「全部」を請求し、支払督促手続き（訴訟移行後を含む。）によって割賦金の返還を確保することとされている。

そして、上記の省令に基づき、育英会は、貸与予定総額の返還を確実に保証できる者を保証人のこととして（乙12-1）、主債務の「全額」について、保証人等の連署がある借用証書を提出させ（乙26・業務方法書13条、乙1）、業務方法書18条ないし21条（乙26）において、上記の省令と同趣旨の内容を規定している。

被告においても、奨学生との奨学金貸与契約の内容となる奨学規程9条で、貸与予定総額の返還を確実に保証できる者を保証人のこととして（乙12-2）、主債務の「全額」について、保証人等の連署がある返還誓約書（借用証書）を提出させ（乙27・業務方法書17条）、業務方法書21条（乙27）において、単純保証人が「要返還者等」に含まれるものとして、単純保証人に対する請求が主債務者、連帯保証人に対する請求と同列に規定されている。

このように上記の各省令は、育英会又は被告による単純保証人に対する主債務全額の請求を適法とし、単純保証人の保証債務が保証人の数に応じて当然に分割されないことを前提とする一方、連帯保証人を2人にするのではなく、連帯保証人と別に単純保証人を要求していることに照らすと、原審判決が判示しているとおり、民法456条の保証人保護の趣旨との調和の観点から、単純保証人の保証債務は、分別の利益の主張をもって、保証人の数に応じて分割されることを前提としていると解するのが相当である。

上記イのとおり、育英会又は被告と奨学生との間の奨学金貸与契約が、上記の各省令に基づく内容となっている以上、原告らを含む奨学金の単純保証人の保証債務は、実体法上、単純保証人による分別の利益の主張をもって、保証人の数に応じて分割されるというべきである。

3 第三者弁済に準じて有効であることについて

- (1) 原審判決は、下記の理由から、保証人において、自らが分別の利益を有することを知らずにその負担部分を超えて弁済をした場合、その負担部分を超える額の弁済は無効であると判示した。
 - ハ) 負担超過部分に対する弁済は、保証債務を負っていないのに、錯誤に基づき自己の保証債務の履行としてしたものであり、「債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合」(民法707条1項 非債弁済)に他ならない。
- 二) 他人の事務を自己の事務と誤信した場合には「他人のため」にしたといえず、事務管理は成立しないところ、保証人が自己の負担を超える部分を自己の保証債務と誤信して弁済した場合についても、他人の事務を自己の事務と誤信したといえるから、事務管理は成立しない。

(2) しかし、委託を受けない保証人が「自らの保証債務」を履行した場合に取得する求償権（民法 462 条）の法的性質は「事務管理」に基づく費用償還請求権と解されている。保証債務は、主債務と同一の内容を有し、主債務が履行されない場合に、これを履行することによって、債権者に主債務が履行されたと同一の利益を与えようとするものであり、「他人の債務」を履行する実質を有することから、保証債務の履行それ自体に「他人（主債務者）のためにする意思」が強いと理解されているのである（新版注釈民法（18）167 頁）。

そうすると、保証人が、分別の利益を有することを知らず、自らの保証債務の履行として負担部分を超える額を弁済したのだとしても、「他人（主債務者）のためにする意思」が否定されるわけではない以上、「他人の債務を自己の債務と誤信した場合」にあたらない。上記 2 でも主張したが、共同保証人は、分別の利益を有するとしても、主債務者から「負担部分」についてのみの保証委託を受けたわけではなく、「主債務全額」について保証委託を受けたとみるべきであり（乙 23）、保証人が主債務者の委託を超える範囲の弁済をした場合であればともかく、主債務者から委託を受けた範囲の保証債務を履行することは、正に「他人（主債務者）のためにする意思」に他ならない。この点からも分別の利益を有することを知らずにした負担部分を超える額の弁済部分は「他人の債務を自己の債務と誤信した場合」にあたるとして「他人のため」にしたと認められず、事務管理が成立しないとの原審の判断は不当である。そして、控訴人の奨学金事業は、原則として要返還者から回収した奨学金を次の奨学生に貸与する原資としており、上記 2 のとおり、法令上、控訴人は、主債務者、連帯保証人同様、奨学金債務の保証人について返還未済額の全部の返還を確保することが予定され、控訴人が保証人に対して返還未済額の全額を請求することは法令に則ったものである。控訴人の法令に則った請求行為に対する保証人

の弁済について、分別の利益を有することについての錯誤という控訴人が知り得ない保証人の内心の事情により弁済の有効性が事後的に左右されるとすれば、法的安定性の他、奨学金事業の安定性・健全性が害されることとなり、妥当ではない。

主債務の全額について主債務者からの委託がある以上、負担部分を超えてなされた弁済は、主債務者の債務を弁済する意思で「主たる債務者に代わって弁済をし」（民法 459 条 1 項）たものであるとして有効（第三者弁済）なのであり、弁済をした保証人において、分別の利益を有することについての錯誤があったかどうかは、弁済の有効性に影響しないというべきである。

したがって、保証人が分別の利益を有することを知らずにその負担部分を超えて弁済をした場合、その負担部分を超える額の弁済は無効であると判示した原審判決には、法律解釈の誤りがある。

4 被控訴人 [] の弁済は有効であることについて

- (1) 仮に被控訴人 [] が訴外 [] の代理人としてした弁済が非債弁済であるとしても、下記のとおり、かかる弁済は民法 707 条 1 項により有効というべきである。
- (2) 民法 707 条 1 項は、「債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合において、債権者が善意で証書を滅失させ [...] たときは、その弁済をした者は、返還の請求をすることができない。」と規定しており、かかる場合には弁済が有効となるものと解されている。

控訴人において、返還を完了した奨学生に関する記録、データは、返還完了後 5 年で廃棄する取扱いであるところ（乙 4、乙 16）、本件において、控訴人は、平成 21 年 2 月 25 日（甲 10）に被控訴人 [] から残債務全額の弁済を受け、返還誓約書その他主債務者（訴外 []）の奨学金に

関するデータをすべて抹消している。

そして、被告は、保証人訴外■宛の「奨学金の返還について」と題する通知（甲7、甲8）を送付し、保証人から本人及び連帯保証人に対し、早急に延滞を解消するよう督促を依頼しているが、これらの通知には、通知時点での振替不能額が記載されているものの、保証人に対して直ちに返還を求めるものではなかった（「なお、本人及び連帯保証人からご送金がない場合は、貴方様にご請求申し上げる場合があります」）。これを受け、被控訴人■は、控訴人に対する弁済に先立ち弁護士の法律相談を受けたが、弁護士から分別の利益を有することの説明がなく（原審判決14頁・19-20行目）、また、かかる法律相談後に控訴人に対して「夫の代理として、■にも連絡ができないので、請求が来ないように返済したいと申し出るとともに、いくら支払えばいいかと尋ねた」（甲33・6頁）というのであるから、被控訴人から全額の返還を申し出た場合であることは明らかであり、控訴人において、かかる弁済の当時、被控訴人■が分別の利益を有することを知らなかつたことについて善意であったことは明らかである。

(3) したがって、「債権者が善意で証書を滅し（…）たとき」にあたり、民法707条1項により、控訴人■による弁済は、その負担部分を超える額においても有効である。

5 本件請求は棄却されるべきであること

以上のとおり、分別の利益を有することを知らない保証人によりなされた負担部分を超える額の弁済が無効であるとした原審判決には法律解釈の誤りがあり、かかる判断が不当である。

したがって、原審判決は取り消され、本件請求は棄却されるべきである。

以上